

鶴見商業高校 生徒心得

鶴見商業高校の生徒として、自覚と誇りを持ち、本校の教育目標や教育方針を理解し実践すること。また、次に述べる生徒心得は必要最小限であり、その他自主・自律を重んじ、「社会人として必要な規律ある態度」の醸成に努めること。

教育目標「社会に貢献できる人材の育成」

- 1) 基本的な知識や教養を身につけて、学習習慣の確立と資格取得をめざす。
- 2) 社会人として必要な規律ある態度を育てる。
- 3) 規則正しい生活を心がけ、基本的な生活習慣を確立させる。

本校生徒としての自覚

- 1) 学校を愛し本校生徒としての品格を保ち礼儀を重んじ励まし合って、有意義な学校生活を送る。
- 2) 生徒は明朗闊達を旨とし、常に謙譲敬愛の態度で他に接する。
- 3) 言動すべてにわたり、常に学生らしい「たしなみ」を忘れない。

校則

① 登下校

8:30までに登校する。(時間に余裕を持って登校すること。)

8:30以降の通学者を遅刻とし、8:30~8:35までを準遅刻、8:35以降の遅刻を本遅刻とする。

遅刻をしたら生活指導室に行き、遅刻票を書いて入室の許可を得ること。

また遅刻の回数が規定を超えると早朝登校や嚴重注意・訓戒などの指導を行う。

17時を下校時刻とする。

なお、教員が付き添う場合に限り延長を認める。

② 通学

交通規則を必ず守り通学すること。

1) 歩行による登校

・スマートフォンや本を見ながら歩くことは危険です。また歩道いっぱい広がって歩くことも危険です。周囲の安全確認を怠らないこと。

2) 自転車登校

・自転車通学を希望する場合は必ず許可願の手続きをし、交付されたステッカーを自転車の見えやすい場所に貼ること。

・校内の指定された場所に駐輪し、施錠すること。また必ず自転車保険に加入していること。

・法律に違反する運転(二人乗り・並走・信号無視等)や危険な運転を行わないこと。傘さし運転・イヤホンやヘッドフォンをつけての走行・スマートフォン等を操作しながらの走行を禁止する。

・原動機付自転車・ペダル付き電動自転車・電動キックボードおよび自動二輪車・自動車での通学は一切禁止する。(懲戒の対象)

・自転車通学に関する規則に違反した場合、自転車通学の一時停止・許可の取り消しまたは禁止の措置をとることがある。

・校内では自転車から降りて通行すること。

③ 服装・頭髪・所持品など

1) 服装

- ・平日・休日を問わず、登下校の際は本校指定の制服を着用すること。ただし、事情により異装する場合は、事前に異装許可願を提出し許可を得ること。
- ・冬季は本校所定のカッターシャツを着用の上、所定の制服(ブレザー、ズボン、スカート、ネクタイもしくはリボン)を着用する。ブレザーの下に指定のベスト・セーターを着用してもよい。また、防寒具はジャンパー・コート・手袋・マフラーで華美でないものを着用してもよいが、校内では着用しないこと。
- ・夏期は所定のカッターシャツにネクタイもしくはリボンを着用して、裾をズボンもしくはスカートの中に入れる。本校指定のベスト・セーターを着用してもよい。正装はネクタイとする。

2) 靴・カバン・所持品

- ・校舎内では所定の上履きを使用し、かかとを踏まず正しく履くこと。
- ・登下校はスニーカー・革靴・ローファーを用いる。スリッパ・サンダル・ハイヒール等は禁止する。
- ・靴下は白・紺・黒を着用する。ストッキング・タイツは茶・黒の無地とする。ルーズソックスやレッグウォーマー等は禁止する。
- ・カバンは教材が入るものを使用する。
- ・学習に不必要な金銭・貴重品・ライターなどの火器類・ナイフなどの刃物類・玩具などの校内への持ち込みを禁止する。
- ・スマートフォンは本校敷地内での使用を禁止する。持ってきた生徒は電源を切り、個人ロッカーへ入れ施錠をしておくこと。

3) 頭髪・装飾品・化粧

- ・染色・脱色やパーマ、過度な刈り上げや剃り込み・被せ、ヘアエクステンション・ウィッグ・編み込み、その他過度なヘアアレンジを禁止し、指導の対象とする。
- ・就職・進学試験を受験するときの頭髪の状態、髪質・髪色は生まれながらに持っている自己本来のものを基準とする。
- ・ピアス・ネックレス、ブレスレット、指輪などの装飾品の着用、化粧や身体装飾行為(アイメイク・まつ毛エクステ・マニキュア・口紅・チーク・ファンデーション・美容整形・タトゥーなど)、カラーコンタクトの着用を禁止する。

4) アルバイト

- ・アルバイトは原則としてしないこと。家庭の経済事情でやむを得ずアルバイトをする場合は、所定の用紙を届け出ること。

5) 運転免許

- ・単車については、家庭都合等でやむを得ず取得する場合は、生活指導部に必ず許可を得て休暇中に取得する。免許の種類は普通自動二輪小型車(125cc以下)とする。
- ・なお、通学に使用することは禁止する。(懲戒の対象)
- ・四輪車については、在学中の自動車講習および免許証の取得を認めない。ただし、就職内定者

が事業所より要望がある場合、生指部長・進路部長の許可を得て取得することができる。

なお、在学中の運転は認めない。(懲戒の対象)

6)校内での心得

- ・自主的に学習し、共同生活に必要な規律をよく守ること。
- ・登校後は授業終了まで外出しない。やむを得ない用事や早退等で外出する時は所定の手続きによる許可をうけること。
- ・校内では静粛にし、校舎や校具は大切に取り扱い、整理整頓を心がけ校内美化に努めること。
- ・食堂はみんなが使用する場所であり、美しく使用すること。
- ・紛失物・拾得物があった時はすぐに生活指導室に届け出ること。
- ・挨拶習慣をしっかり身につけること。

7)校外での心得

- ・本校生徒としての責任と自覚ある行動をとること。
- ・下校途中は寄り道せず、速やかに帰宅すること。
- ・外出の際は保護者に行き先を告げ、夜間の外出はなるべく避ける。またトラブルに巻き込まれる可能性が高いところには出入りしないこと。
- ・家庭では規律ある生活を保ち、公の場所では公衆道徳をよく守り一般社会人の模範となるような行動をとること。

【令和5年3月改訂】